年　　月　　日

公益財団法人　日本財団　御中

所　在　地

名　　　称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　実印

低・脱炭素船舶建造資金に関する確認書

　　当行は、貴財団に差し入れた　　　　年　月　日付金銭消費貸借契約証書により、貴財団の貸付業務規程第8条、貸付金の限度額等の特例に関する規則第1条及び第7条（以下、「諸規定」という）に規定する「低・脱炭素船舶建造資金」を、貴財団から借り入れるにあたって、次の各条項にしたがうことを確約いたします。

1. 貴財団から借り受けた「低・脱炭素船舶建造資金」に基づき当行が行う融資については、貴財団

　　の諸規定に定める貸付金の運用基準に従って融資を行います。

　第2条　貴財団の貸付業務規程第7条(6)(7)の定めに基づき、貴財団が当行に対して支給する融資取扱経費の支給率は、当行が貴財団から借受けた「低・脱炭素船舶建造資金貸付金」（延滞金を除く）に対し年1.0パーセントとします。

　第3条　貴財団が当行に対して支給する融資取扱経費は、毎年4月16日から10月15日まで及び10月16日から4月15日までを計算期間とし、その額は、貴財団の貸付業務規程附録第1の2。により算出した額とします。

第4条　当行は、前条に定める計算期間毎に、当該計算期間の末日の属する月の前月の末日までに、当該期間に係る融資取扱経費の支給を貴財団へ申請いたします。

　第5条　貴財団は、融資取扱経費の支給申請があった場合において、その申請が適当であると認めたときは、第3条に定める計算期間の末日から30日以内にこれを支払うものとします。

第6条　当行について、本確認書に定める各条項ならびに、次の各号のひとつでも該当した場合は、貴財団は融資取扱経費の支給を打ち切ることができ、また貴財団の請求あるときは、当行はすでに支給を受けた融資取扱経費の全部若しくは一部を返還いたします。

1. 当行が貴財団の貸付金の限度額等の特例に関する規則第7条(8)に定める貸付金の運用基準（イ）（ロ）（ハ）（ニ）の各号のひとつでも違反した場合。
2. 当行について貴財団の貸付業務規程第7条第2項の所定の各号の事由のひとつでも生じた場合。

第７条　貴財団から借り受けた「低・脱炭素船舶建造資金」に基づき当行が融資を行った融資先について、支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始の申立てもしくは手形交換所の取引停止処分を受けたとき、あるいは事業を廃止したときは、原則として貸付金は全額繰上償還いたします。

以　上